

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
1	基本方向			日々相談活動を行っていると、不登校や引きこもり、発達障害などに関わる相談があります。不登校が過去最多を更新したという報道にもあるように、子どもたちを取り巻く社会のあり様や学校での息苦しさを出発点にせずに、次期推進計画の策定は行えないと考えます。また、学校に求められる学びとして「ICT等を活用した個別最適な学び」と、「協働的な学び」の充実が挙げられていますが、これは上位計画である次期長野県教育振興基本計画の方向を記載しただけで、特別支援教育として大切にすべき学びは触れていません。記載された基本方向からは明確なビジョンは感じられず、県として大切にすべき学びについての捉えも極めて不十分であると思います。	令和の日本型学校教育答申で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な児童生徒一人ひとりに応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学び合う機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けても必要不可欠な方向性であると考えます。子どもたちを取り巻く環境が、一人ひとりを尊重し多様性を包み込む社会や学校になるよう具体的な施策を着実に推進できるよう努めてまいります。
2	基本方向			2ページで2014年に公布された「障害者権利条約」について触れているが、「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」という教育における目的にかかわって、県教委の考えを記述してほしい。また2022年の障害者権利条約権利委員会の総括所見についても県としての考えを示す必要がある。	障害者権利条約の教育の目的の一つである「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」については、本県が目指す基本目標である「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とつながるものと考えております。この基本目標実現のための教育環境整備に取り組んでまいります。障害者権利条約権利委員会の総括所見については、国の動向も注視してまいります。
3	基本方向			2ページに、「第2次長野県特別支援教育推進計画」に触れ、「障がいのある子が自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる…すべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い…目指して、取り組んでまいりました」などと記されています。私も大賛成です。しかし、具体的に、どのような実践や取り組みが行われてきたのかわかりません。県としての評価もわかりません。第2次計画に対する県の評価を教えてください。 第3次計画では、「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」、「誰ひとり取り残されることがない」など素晴らしい方向性や目標がたくさん示されています。このような「第3次計画」の評価がどのようにまとめられるのかを教えてください。	第2次推進計画に関わる評価については、それぞれの項目ごとの「現状と課題」において具体的に記載しております。また、令和3年度からの長野県特別支援教育連携協議会においても評価しており、資料については長野県教育委員会のホームページに掲載しております。第3次計画についても、今後の長野県特別支援教育連携協議会において評価していく予定です。
4	基本方向			国連・障害者権利委員会の総括所見(勧告)に対する県としての評価と計画の検討をについて触れていただけたらと思います。	いただいたご意見につきましては、国の動向を注視してまいります。
5	基本方向	(高校)		高校卒業までに多様なニーズのある一人ひとりを社会につなげる役割がある。インクルーシブ教育の実現とその先にあるウェルビーイングにつながる教育とは理想的ではあるが、基本方向に「少人数の学習環境の確保」が盛り込まれない限り、保護者、当事者の要望に応えることは困難である。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校における少人数学級の設置は困難な状況にあります。多様なニーズに対しては、適切な学びの場の確保や教員の支援力向上等取り組んでまいりたいと考えております。
6	基本方向	(高校)		夜間定時制課程における少人数の環境を継続することは必須条件であり、小規模定時制は残されることが地域の希望である。	様々な生徒が、自らの学習や生活スタイルに合わせて主体的に学び方を選択できる柔軟な仕組みの整備が必要と考えており、現在、夜間定時制が担う役割を維持することは大切なことと考えています。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
7	基本方向	(高校)		<p>多部制・単位制については生徒の実態に合わせた専任コーディネーター、通級指導担当の明確な配置が急務であるため、現場任せにせず基本方針に盛り込むべきである。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。通級指導担当者については、学校が活用しやすいように対応しております。</p>
8	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	<p>1つめの「・」修正 理由：通常学級がインクルーシブな場であることは大変重要な観点であると考えますが、あまりにも多忙な状況の中、さらに例え簡便であれアセスメントを学担が行い、それに基づいて、授業の構築や教材・教具を準備するのは理想ではありますが実現可能とは言えません。20人以下の少人数学級や複数担任制を順次取り入れ、客観的なアセスメントの前に子どもたち一人ひとりと信頼関係を築き、担任が一人ひとりのことを深く理解できる環境を整えることが重要では無いでしょうか。少人数学級の実現にはかなり長期的な展望を持たなければならないことは理解できるので、まずは支援員制度を大いに活用し、20名以上の学級には必ず配置し、どの子も安心して学べる環境を保障すべきです。また、あれもこれも担任ではなく、適切に役割分担がされ、子どもたちを複数の目で捉えることが深い理解につながると考えます。よって以下のように全面的な修正をお願いします。 ・「多様な認知等の特性に応じた個別最適な学びを実現するため、将来的に20人以下の少人数学級の編成や複数担任制を実施する。当面は、20人以上の学級には支援員を配置し、通常学級の担任が一人ひとりの声を聴いたり、ねがいを汲み取りやすくし、適切に把握できるようにする。客観的なアセスメントの活用については、専任化された特別支援教育コーディネーターや臨床心理士と連携し、より内面に迫った理解を行い、子どものねがいにそった授業の展開や活動の構築につなげられるようにします。」</p>	<p>いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かくに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。 また、厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、特別支援教育コーディネーターの負担軽減策を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
9	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	<p>2つめの「・」1行目に加筆 理由：通級指導教室の件については、後段で詳しく述べますが、「通常の学級の充実」の観点からも通級指導教室との密接な連携は不可欠であるため、ここへの記入も求めます。 ・「将来的にすべての小中学校に通級指導教室を設置し、どの子も特性やニーズに応じて、適切な学びを安心して受けることができる環境を整えます。通級による指導で身につけた～」</p>	<p>通級指導教室の設置については、1-2-(1)に、「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室をニーズに応じて適切に設置します」と記載しました。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
10	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	3つめの「・」に加筆 理由：「すべての児童生徒がわかる・できる授業」の実践は歓迎すべき記述ですが、現状でも多くの教職員はそうねがいがいながら、できない現状を「研修が不足していること」や「周知不足」が理由であるという捉えは、「教職員の深刻な勤務実態」を認識されている県教委の姿勢と矛盾するのではないのでしょうか。まず、北欧のように、教職員が子どもたち一人ひとりを深く理解し、教職員自身が豊かに学び、教材・教具等を子どもたちに応じて準備できる状況を整えること。つまり、業務を精選し、教員の本来の業務である「子どもの教育をつかさどる」ということに専念できる状況を整えることが真っ当な教育を行う上で先決ではないのでしょうか。よって以下の文の趣旨の挿入をお願いします。 ・「多様な児童生徒が～「できる」授業とするため、教材・教具の準備の時間を確保できるような業務内容の見直しを行います。共通基盤となる～」	働き方改革については、Ⅲ－1－（5）において、業務内容の見直しについて示しております。小中学校におきましても、教職員が心身の健康を保ち、やりがいを感じつつ子どもたちと向き合う時間を確保するため、教職員の働き方改革を進めてまいります。
11	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	「多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり」を目指すうえで、少人数学級(30人以下学級)の推進は必要不可欠。今後の取り組みの重点として少人数学級の推進について記載してほしい。(山梨県は来年度小4年生まで25人学級を広げるとのこと)	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
12	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	「多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現」を目指すうえで、少人数学級の推進は必要不可欠である。通常学級における特別支援教育の充実のためには、通常の学級の人数をさらに少なくするべきで、計画に盛り込んでほしい。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
13	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	「多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現」のためにも、基本方向にある「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学びあうインクルーシブな教育」のためにも、学級人数を減らすことは不可欠。国連障害者権利委員会からの勧告でも合理的配慮の不十分さが指摘されているが、現状の35人定員の学級では配慮したくても限界がある。「目指す姿」にも「すべての学級において、すべての児童生徒が必要な時に必要な支援を受けられ…」とあるが、そのためには思い切った学級定員の引き下げが必要。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
14	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	現状と課題に新たに起項 理由：知事が全国で公言されたように、通常学級の引き下げが急務だと考えます。教職員の過労死ラインを超えた勤務状態の中で、これ以上の業務を求めることは不可能です。コロナ禍で「分散登校」を経験し、子どもたちをじっくりと向き合えることの良さを強く感じました。上段の「目指す姿」を実現するために通常教育の定員引き下げ等の基礎的環境整備の記入が必要だと考えます。よって以下の文の趣旨の挿入をお願いします。 「通常の学級は在籍数が多く、教職員の過密・過重労働が深刻な状況にある。一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためには、欧米並みの学級定員への引き下げや複数担任制など、抜本的な改善を国に求めるとともに、県独自でもより手厚い対応が必要。」	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
15	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	不登校の子どもたちが過去最多を更新しています。この要因のひとつに、国連子どもの権利委員会が勧告する「過度に競争的な制度を含むストレスフルな学校環境」があります。日本政府にそうした環境から子どもたちを解放する措置を講ずることを勧告されています。子どもたちが安心して学べる学校生活とするために、学力テスト体制の改善、特に全国学力・学習状況調査への参加を見直すなど、県としてもインクルーシブな学校環境となるよう改善に向けた取り組みを示す必要があります。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き子どもが安心して学べる学校生活とするために、教育環境の充実に努めてまいります。
16	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	不登校の子どもたちが過去最多を更新するなか、国連子どもの権利委員会が日本の教育について勧告している「過度に競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から脱却すること」が、子どもたちが安心して学べる学校生活にとって不可欠である。全国学力・学習状況調査への参加について再検討するなど、県としてもインクルーシブな学校環境となるよう改善策を示してほしい。	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き子どもが安心して学べる学校生活とするために、教育環境の充実に努めてまいります。
17	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	理由：国連の子どもの権利委員会が日本政府に「過度に競争的な教育」を改めるよう求めているように、全国学力テストの開始と相まって、通常学級に在籍することができず、特別支援学級の在籍数が増え続けています。これは無関係では無いと私たちは考えます。よって以下の文の趣旨の挿入をお願いします。 「全国学力・学習状況調査等への参加について再考し、子ども一人ひとりの個性や特性を尊重し、個々の学び方やつまづきに応じたきめ細やかな支援・指導を行うことが急務である。学ぶよろこびを感じられるよう、学習内容等を精選し、多様性を包み込むことのできるゆとりのある教育課程の構築が必要。」	いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き子どもが安心して学べる学校生活とするために、教育環境の充実に努めてまいります。
18	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	理由：不登校児生の個別の問題ではなく、長野県の学校の在り方が問われていると考えます。基本方向案に記された障害者権利条約の観点からインクルーシブな状態ではなく、学校からの「排除」が進んでいると言わざるを得ません。多様性を謳うのであれば、学校に通いたくても通えない子に心を寄せ、学校改革を行うべきです。よって以下の文の挿入をお願いします。 「不登校児生の急増について重く受け止め、一人ひとりの個性や特性が尊重され、自己肯定感・自尊感情を育むことが何より大切にされる学校づくり・学級づくりが必要。」	ご意見の趣旨につきましては、基本方向において「一人ひとりの人格や権利を尊重して、多様性を包み込む社会に変容していくための行動が大切である」と示すとともに、I-1-(1)において「多様な児童生徒一人ひとりが大切にされ互いに認め合える学級づくりや、(中略)に関する理解を進めるため、各種研修機会等で取り扱うとともに、教育事務所指導主事の学校訪問時等に指導します」と示しました。
19	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	各種学習会、シンポジウム、意見交換会などで最も多く出され、共通認識になった事は、通常の学校、学級における教育の抜本的な改善です。改善には、教育の在り方と学級規模や教員体制など教育条件整備の課題が指摘されています。 国連・子ども権利条約に基づく権利委の勧告に見られた「過度に競争的な教育」、能力主義や人材育成のための教育、不寛容で管理・統制が強い教育などが、「学校に通うことができない子どもたち」や「いじめ」の背景となっています。子どもの貧困、ヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子どもたちの課題なども、同様にインクルーシブ教育の大きな課題となっています。また、中学校から養護学校高等部に進学してくる子どもたちの自尊感情、自己肯定感の弱さも同じ課題を孕んでいます。現状認識として捉え直し、将来的な目標としてのインクルーシブ教育への道筋を描くことが求められています。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
20	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	<p>抜本的な改善の二点目、三点目は、「少人数学級(学級規模の大きさ)」と「教職員配置」です。先進諸外国における学級規模は平均十数人です。障害がある、外国から来て言葉が分からないなど支援が必要な子どもが在籍した場合、それぞれの支援の専門職が担任者以外に配置され支援に当たる体制ができています。インクルーシブ教育を実現するための最低限の条件と考えます。モデル校を創って研究を進めることなども提案されています。</p> <p>教職員体制に関わって現場職員から強く求められているのは、コーディネーターの専任化です。現場で奮闘している教職員の大きな支えともなります。支援を必要としている子どもたちや保護者にとっても大切な存在となります。コーディネーターの専任化や学校規模に応じた定数化を文部科学省に求めながら、当面県独自で配置をすすめることなども検討していただきたいと思えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、国の教育制度に係るご意見であり、本計画案への反映は困難ではありますが、引き続き、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。</p> <p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちに困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
21	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	<p>現場の教職員の労働、生活、健康等に関わる実態は深刻です。「子どもが何よりも好きで、夢や生きがいを持って教職に就きました。授業で扱う題材や進め方を考え、子どもたちの顔を思い浮かべながら教材・教具を準備し、学習を通して、『わかった』『おもしろかった』と笑顔の子どもを見た時は…」しかし、現状は、「雑務が多く、残業続きで、教材研究も十分にできない」、「やりがいや失心の病気も…」との声が聞かれます。</p> <p>この計画案を読んだ現場職員はつづやきました。「目指す姿などに異論はない、『すべての学級…すべての子どもが…最大限発揮…』してほしい。私も精一杯頑張りたい。でも、この計画では、教育条件整備には触れない。人も増やさない。先生方、しっかり研修して専門性を身につけ、校内で助け合って頑張ってください」と言われているようでつらい」と。</p> <p>子ども達の主体性や多様性を認めるためには、教職員の主体性や多様性を認める姿勢が大切です。様々なマニュアルやお仕着せの研修・研究よりも教職員の自主的研修・研究を推奨していただきたいと思えます。</p>	<p>ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>
22	小中学校	1 通常の学級における支援の充実	(1)	<p>「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」は、「医学モデル」から「社会モデル・人権モデル」に重きを置いた、可能な限り簡便なものとし、児童生徒・保護者の参画のもと作成して下さい。また、これら計画よりも、日々の学習や生活の評価を大切に、子どもや保護者が希望や意欲が持てる評価の方法と伝え方を検討し実践してください。</p>	<p>ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
23	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	<p>理由：連携協議会で委員から発言があったように、これまで（第1次・2次推進計画）の総括や長野県の特別支援教育の問題や課題など現状把握が適切になされず、スローガンのみが示されおり、発展性や継承性が薄く、「基本方向」としての方向性が不明確。真剣に、正直に現状を捉えることなくして、次期推進計画として十分なものにならないことを強く懸念しているため、以下の文の趣旨の挿入をお願いします。</p> <p>「しかし、通常学級で学ぶことができず、特別支援学級への入級者が増加し、インクルーシブとは逆の方向に進んでいるのが現状です。また、不登校者数もかつてないほど増加し、改めて通常教育の改革としてのインクルーシブ教育の方向が求められています。通級指導教室も5年間で55教室増設されましたが、全国的に見てまだまだ遅れている状況もあります。また、障がい種別の特別支援学級の設置数も全国的に見て低い状況にあり、障がい種に応じた専門的な教育を保障することが困難な状況もあります。こうした条件整備の遅れは、教職員の心身への負担を増大させており、子どもたちの教育への深刻な影響も懸念されています。</p> <p>「医療的ケア児支援法」の成立により、これまで学校に通うことが困難だった医療的ケアを要する子どもたちの通学保障や教育保障が各設置者の責任において着実に進められることが義務となりました。市町村と連携して環境整備を進めることが求められています。</p> <p>特別支援教育コーディネーターの役割は、年々増大しています。特に、「適切な学びの場ガイドライン」に基づいて教育環境を整え、一人ひとりにとって適切な学びの場を設けるために、コーディネーターの役割は以前にも増して重要になっています。第2次推進計画で検討された「マネジメントリーダー」の配置が期待されていましたが、計画が頓挫したため、新たな方策が急務の状態になっています。</p> <p>特別支援学校については、他県では入学者数の増加に伴い、それに伴った新たな学校設置が進んでいますが、長野県では「特別支援学校整備基本方針」が示されただけで、新たな学校設置の方向性は示されず、「過密・過大」の状況は未だ改善されていません。2021年に新たに示された特別支援学校設置基準や国連障害者権利委員会による日本政府への勧告も踏まえ、今後の方向性について、早急に検討することが求められています。」</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、通級指導教室や特別支援学級の個々の教育的ニーズに応じた条件整備については、I-2「必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備」の現状と課題において、医療的ケア児への関係機関と連携した支援や、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性につきましては、I-3「学校全体がチーム支援するための体制づくり」の現状と課題において、特別支援学校についての教育環境整備につきましては、II-1の現状と課題において示しております。いただいたご意見を踏まえ、具体的な施策に取り組んでまいります。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
24	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	新たに起項 理由：県議会で公にされた通り、長野県の通級指導教室の設置が少ないという事実に基づいて、増設していく方針を明確にしていくことが必要だと考えます。 「通級指導教室の設置数が全国平均に比べ少ない状況にある。設置されている学校ですでに30人を超える児童生徒が通級している状況があり、一人ひとりの学習保障が十分に行えない事例もある。」	ご意見の趣旨につきましては、I-2-(1)「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室をニーズに応じて適切に設置します」に記載しておりますが、担当者の専門性も担保しつつ適切に配置します。
25	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	設置するからには、予算をつけて教室の確保・教材教具の設備面での環境整備をすべきであると思います。通級担当者が空き教室を利用して実施しているようなことがないように願います。	市町村教育委員会とも連携しながら、通級指導教室の教育環境の充実に努めてまいります。
26	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	【通級指導教室について】 ・「通級指導教室を計画的に整備してきたが…通級指導教室などに関する環境整備を引き続き行うとともに、児童生徒一人ひとりにとって、適切な学びの場が実現するよう関係者が連携して教育支援を進めていくことが必要。」 とあるが、通級指導教室の利用のために、受診や判断依頼書など、入級同等の書類作成が必要で保護者、職員、医療機関、市教委など、それぞれに負担ではないかと感じている。必要な支援をもっと簡単な手続きで受けられるようにできるようにする方向性を盛り込んでほしい。	いただいたご意見につきましては、通級指導教室関係者会等において、市町村の教育委員会の取組を情報共有する等、関係者連携による効果的な通級指導教室の運営方法の検討時に参考にさせていただきます。
27	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(1)	1つめの「・」に加筆 理由：学期に1・2度しか通級を利用できなかったなどの実態が報告されています。文科省が示している指導時間を確保できるよう、13名を超えた教室に対しては増員を行うようことが必要です。よって以下の文の加筆をお願いします。 ・～設置を推進します。また、週当たり1～8時間相当の指導が行えるよう、13名を超えた教室がある学校には、指導時間の確保のため当該学校や近隣の学校に通級指導教室担当者を配置します。	ご意見の趣旨につきましては、I-2-(1)「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室をニーズに応じて適切に設置します」に記載しておりますが、担当者の専門性も担保しつつ適切に配置します。
28	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	理由：文科省の統計資料により、長野県の少数障がいの特別支援学級の設置が大きく遅れていることが明らかになっており、異なる障がいの特別支援学級で学ぶことを余儀なくされたり、専門的な教育が受けられなかったりする状況が起きています。こうした事実もきちんと記述すべきだと考えます。 「少数障がい（弱視、難聴、肢体不自由、病弱）の特別支援学級の設置が全国的に見て、最下位の状況にあり、専門的な教育の保障が十分でない状況があり改善が求められる。」	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
29	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	理由：在籍率が全国と比べ高いということも事実ですが、県独自で「3名」という基準を設け、他県に比べハードルが引き上げられているのも事実です。そのことにより、合理的な配慮の提供が行われないと事態が起きていることは大きな問題であると考えます。 「3人いないと特別支援学級が設置できないという長野県独自の基準により、発生率の低い少数障がいの学級の設置や、山間地や小規模の学校では、知的障害児学級や自閉障学級の設置ができずに、専門的な教育の保障が、居住する地域や生まれた年によって格差が生じている。」	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
30	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	2つめの「・」に冒頭に加筆 理由：7名、8名が在籍する学級や特別支援学校判定の児童生徒が在籍する学級の指導・支援の困難な状況については毎年県教委に具体的に資料を提出し、重要な課題として共有してきました。事実として表記していただくことを強く求めます。 ・特別支援学級の1学級あたりの平均在籍数も年々増加し、7名や8名が在籍する学級では支援・指導が困難な事例も生じている。また、平成25年の法改正以降、特別支援学校と判断された児童生徒が小中学校の特別支援学級に入級する事例も多く見られるようになった一方で、特別支援学級の定員は8名のままなので、支援・指導が困難な事例も生じている。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
31	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	現状、県教育委員会は、学級開設の基準を3名としているが、法律上は1名から設置が可能である。児童生徒が持てる力を最大限伸ばしていくためには、その子に合った学びの場が必要であり、1名からの学級開設を基本としてニーズに応じて適切に設置していく旨を記載すべき。その上で、通常の学級との交流および共同学習の充実についても検討していく。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
32	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	2つめの「・」に修正・加筆 理由：専門的な教育を保障するためにも障がい種別の特別支援学級の設置は欠かせません。実際に、障がいがあり、本人も保護者も望んでいるのに、「人数が揃わない」ことを理由に合理的な配慮が不十分な状況であることは重大な問題です。県独自の基準を改め、1名でも学級開設ができるようになることを求めますが、当面は県教組と県教委の確認事項である弾力的な運用を行い、積極的に学級設置をすすめていくことを強く求めます。よって以下の文の修正・加筆をお願いします。 ・特別支援学級で学ぶ児童生徒への「自立活動」が充実するよう、障がい種別の学級設置をすすめ、専門的な教育を保障できるようにします。その際、少数障がいの学級や山間地、小規模校においては1名でも特別支援学級が開設できるよう弾力的な運用に努めます。また、特別支援学校教員等が～	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
33	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	現在在籍する障害により支援が必要な児童生徒の発達を保障するために、また、将来的な少人数学級の準備過程としても、特別支援学級の教育条件整備を進めることが必要です。「障害別に、たとえ一人でも、特別支援学級を設置し、併せて専門職の研修・養成体制を強化することが必要です。校内での学級の運営、通常学級での共同教育の進め方については、学校の主体的な取り組みを奨励し、より良いあり方の研究を進めてほしいと思います。通級指導教室についても、必要な子どもが在籍する学校には設置することが必要です。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。 通級指導教室については、「I-2-(1)通級による指導の充実」に記載しております。
34	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	「連続性のある多様な学びの場」の整備については、通級指導教室の増設の記述はあるが、障害種に応じた特別支援学級の適切な開設など、教育条件整備を着実に進めていく必要がある。条件整備が不十分な部分について改善する方向性を示してほしい。	特別支援学級の学級編成の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって弾力的に運用するとともに、特別支援学校の教育相談担当教員による巡回相談等、特別支援学校のセンター的機能により支援してまいります。
35	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	「特別支援学級在籍児童生徒は原則として週の半分以上を特別支援学級で学ぶ」とする文科省通知によって学校現場が混乱することのないよう、「『適切な学びの場』ガイドライン」をもとに一人一人の実態に応じていねいに検討するという方向性を示してほしい。	ご意見をいただきました事項は重要なお指摘と認識しておりますので、『適切な学びの場ガイドライン』を活用した研修等により、特別な教育課程編成のあり方についての理解啓発を推進いたします。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
36	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	特別支援学級における専門性向上のためには、「自立活動」の指導力向上だけでなく、子どもを発達的な視点で捉えることや、児童生徒の実態に応じて生活単元学習や教科教育などの実践力の向上も必要であることを記載すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「特別支援学級を担任する教員が発達的な視点で児童生徒の実態を捉えることや、児童生徒の実態に応じた教科指導や教科等合わせた指導(生活単元学習等)の実践力を高めることに加え、「自立活動」の指導を充実することができるよう」と追加します。
37	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	新たに起項 理由：特別支援学校判定の児童生徒が保護者の意向に基づき、市町村教育委員会が小中学校に就学することを決定した場合は、その児童生徒の発達が最大限保障されるよう、特別支援学校並みの人的物的な整備を行い、合理的配慮をすることが市町村の責務であると考えますが、保護者の自己責任として、ほとんど配慮がなされていない事例が散見されます。よって以下の文の起稿をお願いします。 ・市町村教育支援委員会で特別支援学校と判断があったが、本人や保護者の希望があり、小中学校への就学が決定された場合は、その児童生徒の発達が最大限保障されるための人的物的な環境の整備を行うよう市町村教育委員会にはたらきかけます。また、県教育委員会も必要に応じて加配等を行います。	教育支援の機能強化については、IV-2-(1)「教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進」において具体的な施策を記載しておりますが、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能も活用し一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行ってまいります。
38	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(3)	1つめの「・」に加筆 理由：交流及び共同学習は、障がいの有無を超え、すべての子どもたちの尊厳が大切にされる社会を実現していく上でとても重要であると考えます。2022年度の文科省375号通知による在籍時数の制限に縛られることなく、一人ひとりのニーズに応じた交流及び共同学習が可能な限り多く、日常的に行われることが重要だと考えます。よって以下の文の加筆をお願いします。 ・特別支援学級に在籍する(中略)「交流及び共同学習」を積極的に推進するため、可能な限り多くの時間を通常学級で学習できる環境を整えます。また、特別支援学級新担任者～	特別支援学級に在籍する児童生徒の「交流及び共同学習」による通常の学級での学びは、個々の教育的ニーズに応じて行われるものでありますので、I-2-(3)一つ目の「・」にありますように、「交流及び共同学習」が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切かつ効果的に行われるよう各種研修会において理解を深めるよう取り組んでまいります。
39	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	R9年度に、小学校2.8%、中学校1.5%とされているが、この数字の意味がわからない。全児童生徒に対する割合だと思いが、現状何%の児童生徒が利用を希望しているが、そのうちどれだけの児童生徒が利用できるのか、付属の資料を見ても読み取ることができない。 6ページの取組の方向性(1)に「通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように…」とあるので、成果指標は、「通級による指導を必要とする児童生徒に対して実際に利用している児童生徒の割合100%」とすべき。	本県における通級指導教室の設置数や利用率は、全国と比べて低いため、適切な学びの場の判断を推進することで、まずは全国の利用率を目指し、専門性を担保しながら通級指導教室を設置してまいります。
40	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(2)	7ページにある「成果指標」の数値目標が理解できません。本来の目標なら、「通級指導教室での支援が必要な児童生徒に対する実利用者の割合100%」となるはずですが、参考数値として、「通級指導教室での支援が必要な児童生徒の推定数」として、全児童生徒数を母数とした割合は出てくる可能性はあります。結果的には、全国の利用状況との比較でしか現わせません。その評価は難しく、数値目標としての意味はあるのでしょうか？	本県における通級指導教室の設置数や利用率は、全国と比べて低いため、適切な学びの場の判断を推進することで、まずは全国の利用率を目指し、専門性を担保しながら通級指導教室を設置してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
41	小中学校	2 多様な学びの場の整備	(3)	<p>2つめの「・」を修正 理由：須坂市立須坂支援学校のあり方は子どもたちが自分の生まれた地域で学び、育つことができ、「交流及び共同学習」に自然に実施することのできる大変よいスタイルであると考えます。「長野県特別支援学校整備基本方針」に記述されている通り、市町村立の特別支援学校の設立をすすめることが、特別支援学校と小中学校の交流及び共同学習の推進の上でも不可欠です。よって以下の文への修正をお願いします。 ・小・中学校と特別支援学校の児童生徒が日常的な「交流及び共同学習」が行えるよう、特別支援学校の小規模分散化を進めます。市町村教育委員会には市町村立の特別支援学校の設置に向け、連携を図ります。また、内容が充実したものとなるよう～</p>	<p>令和3年3月に策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」において、校舎等の施設・設備や備品の整備の他、協働的な学びのための一定の集団規模の確保、多様な教育的ニーズに応える教員の専門性の確保等の観点から、知的障がい特別支援学校については、県内すべての圏域に一定程度の対象が見込まれることから、各圏域に最低1校を配置、盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、障がい種ごとに東北信と中南信に1校を配置という方向を示しました。市町村立特別支援学校の設立については、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援を行ってまいります。</p>
42	小中学校	3 チームで支援する体制づくり	(1)	<p>特別支援教育コーディネーターは担任などを兼務している場合が多く多忙をきわめる現状があります。支援委員会の運営や連絡調整は、担任しながらできる業務内容ではありません。また時間外での支援委員会が多く、時間の割振りなどは皆無です。特別支援学校のように専任にする必要があると思います。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
43	小中学校	3 チームで支援する体制づくり	(1)	<p>この推進計画をすすめる上で、通常学級の支援力向上、発達障がいのある児童生徒等に対する支援の充実など、特別支援教育コーディネーターが担う役割はますます重要となる。学校全体での支援力を向上させるためには、コーディネーターの専任配置が必要である。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
44	小中学校	3 チームで支援する体制づくり	(1)	<p>【特別支援コーディネーターについて】 私は、特別支援学級・学校に22年かかわってきました。コーディネーターとしても10年ほど経験を積んでいます。通常級担任の際も発達障害を抱える多くの子どもを支援してきました。周囲からもそれなりの評価を受けていますが、今の現場ではそれが生かしきれません。なぜなら、担任している知的障害学級にはひと時も目を離せない児童がおり、授業時間に他学級の様子を知ることが難しいこと、また、県教委からコーディネーターの負担軽減を図るよう通知が出ているようですが、自校は単級であるため校務分掌が多く一人で主任だけでも7つ抱えていることなどから、学校全体を把握する時間も手立てもありません。更に、市の就学相談委員も兼務するため他校や園へ赴き検査の実施や資料作りなどが課されます。校内の支援体制の調整や外部機関との連絡調整、支援会議・関係者会議等の準備・開催に加え、校内の個別の指導計画・支援計画、各学期の文章での記す通知表、校内・市就学相談委員会各種資料、検査結果分析と報告書等々、作成する資料はかなりの量です。 推進計画には「特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため…特別支援特別支援教育コーディネーター養成研修を実施します」とありますが、質の向上以上にコーディネーターとしての仕事ができる時間の確保が急務です。 是非とも「特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、複数指名による業務分担等の実践例を研修会で周知」「特別支援教育コーディネーターの業務の効率化や、外部専門家が支援する仕組み等について検討」については重点課題にしていきたいと思っております。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。コーディネーターとしての仕事時間の確保ができるよう、管理職への周知や、効率化や外部専門家等が支援する仕組みについての検討を進めてまいります。また、厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
45	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	<p>【コーディネーターの専任化について】</p> <p>・「…個々の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を提供する必要性が高まっており…」とあるが、学校全体の支援力を向上させるためには、コーディネーターの専任配置が有効だと考える。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
46	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	<p>「特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、複数指名による業務分担等の実践例を研修会で周知するとともに…」とあるが、何年も同じことを言っているが一向に負担軽減に結びついていない。通常の学級にいる発達障がいのある児童生徒の割合が増加しているなか、これまで以上にコーディネーターの役割は重要になっている。これまで行なってきて大した成果の上がない複数指名の方向性を繰り返し示しても、目指す姿は実現しない。専任化の方向を明確に打ち出すべき。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
47	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	<p>理由：特コの超勤の状態は深刻な状況にあります。ほとんどが特別支援学級担任をしているため、「自分の学級の学習や活動の準備がままならない」という声が多くあるのが現状です。また、「アセスメント」についての記述がありますが、それについても特コが関わらざるを得ない状況です。これ以上、特コに業務を求めるのであれば、専任化は必須であると考えます。よって以下の文の趣旨の挿入をお願いします。</p> <p>「児童生徒が「適切な学びの場」で学ぶためには、特別支援教育コーディネーターの役割が不可欠であるが、年々求められる役割が増大し、「複数指名」「校務分掌の軽減」等ではもはや対処しきれない状態になっている。国に対して専任化を求めるとともに、県独自での施策も早急に実施することが必要。」</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
48	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(1)	<p>3つめの「・」に挿入</p> <p>理由：コーディネーターの激務の状況はもはや限界値に達しており、コーディネーターの健康破壊や特別支援教育の崩壊に直結する事態につながることを危惧しています。複数指名や校務の軽減なども焼け石に水で、複数指名したことにより、より対象の児童生徒が増え、幼稚園・保育園へ出向く回数も増えるという事象も起きています。それでは解決しないということはすでに証明されています。また、「適切な学びの場ガイドライン」による学びの場の見直し等は、すべてコーディネーターが関わらざるを得ないものであり、375号通知の影響もあり、業務内容は増大する一方です。「好事例を発信」などという現場任せの姿勢で良いのでしょうか。中学校区単位に一人ずつ、順次、専任のコーディネーターを配置していき、国に対して好事例として報告し、国全体の専任化の一助となるよう先行して実践をするべき時に来たと考えます。よって以下の文の挿入をお願いします。よって以下の文の挿入をお願いします。</p> <p>・特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、国に対し定数配置を求め専任化できるようにします。当面は、県独自で中学校区ごとに順次専任のコーディネーターを加配し、地域内の連絡調整を中心に行うなど、業務を精選できるようにし、効率的な運用ができるようにします。また、報告書類の簡略化や電子化などを進め、業務内容の軽減を行います。また、複数指名による～</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任の特別支援教育コーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
49	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(2)	<p>以下の2つの文を新たに起項 理由：今や支援員なくして、学校の運営は成り立たない状況になっており、その役割は年々重要になっています。もはや教員とほとんど変わらない業務を行なっている状況にあるにも関わらず、制限がかけられ、待遇も低く抑えられているのが実態です。待遇改善には国の地方交付税への予算措置が必要になるので、国へのはたらきかけをお願いしたい。また、実質的に教員と同じ仕事をせざるを得ない状況もあるので、実態に応じて教員免許を有した支援員を専門職としての待遇で配置し指導を行えるようにしたり、医療的ケア児への支援を看護師と連携して行えるよう看護師資格を有した支援員の配置したりと、学校現場の実態に合わせて実効的に行えるよう、国にはたらきかけをお願いしたい。よって、以下の文の起項をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材を確保するため、支援員の待遇改善等を行えるよう国に働きかけます。また、通常学級や特別支援学級の支援など、業務内容が年々増加していることを踏まえ、打ち合わせ時間等の確保のための勤務可能時間の増加や増員のための予算措置を行うよう国に働きかけます。 ・必要に応じて看護師資格を有した支援員や教員免許を有した支援員が配置できるような予算措置を国に働きかけます。また、市町村教育委員会に対して、実態に応じた適切な配置がなされるようはたらきかけます。 	<p>ご意見をいただきました事項は、国の教育制度に係るご意見であり、本計画への反映は困難ですが、細やかな特別支援教育を行う上で重要な役割を担う特別支援教育支援員の待遇改善等につながるよう、「特別支援教育支援員が生きる校内連携のしおり」を用いて、打ち合わせの時間確保の重要性については市町村にも周知してまいります。</p>
50	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(3)	<p>①2つめの「・」に修正・加筆 理由：医療的ケア児の通学保障や教育保障は今後もニーズが増えることが予想されます。県立の特別支援学校等については、県教委により先行してモデル研究を行なっているので、そうした事例を積極的に発信していただくとともに、看護師がいなくては医療的ケア児の教育は成り立たないので、人材確保の観点からも待遇改善等の諸整備を積極的に行うべきだと考えます。よって以下のように修正・加筆をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する医療的ケア児の通学保障や教育保障を実現するため市町村教育委員会に対し、適切な人員配置を行ったり、通学のための資源の確保をするよう求めます。また「長野県医療的ケア～、～研修の機会を小・中学校の看護師にも提供します。持続的に看護師が確保できるよう待遇の改善をはかるとともに緊急時等のマニュアル整備や校内体制の構築を行い、安心して看護師が働き続けられる環境を整えるよう市町村教育委員会に働きかけます。 	<p>小中学校に在籍する医療的ケア児への支援については、市町村教育委員会を中心にしておりますが、特別支援学校における緊急時対応等に関する情報提供や、「長野県医療的ケア児等支援センター」等による相談支援により、医療的ケア児や保護者、学校看護師等関係者が安全・安心な医療的ケアが実施できるよう支援をしてまいります。</p>
51	小中学校	3チームで支援する体制づくり	(3)	<p>特別支援学校がない地域において拠点校となりそうな小中学校にあっては、実情に応じて、施設・設備の改善並びに、医療（看護師）、リハビリ専門職（PT、OT、ST）、SSW、SCなどの配置を検討していただきたいと考えます。（特別支援学校の「地域化・小規模・分散化」に関わっての一形態として）</p>	<p>特別支援学校のセンター的機能を強化することで、地域の幼保小中高への支援に努めてまいります。</p>
52	高等学校	1支援力向上	(1)	<p>目指す姿「・・・支援方法を身に付け、すべての生徒が将来の目標に応じた適切な支援が受けられている」とは、かなり高い目標である。将来（卒業後に）つながる適切な支援へのつなぎは高校の教員による特別支援教育の努力目標ではなく、社会全体のあるべき姿を示している。9月国連の勧告によるインクルーシブ教育の観点を踏まえた具体的な方向を示してほしい。また、「子ども基本法」による「自立」の捉えや外部連携についての変更点にも触れる時期である。</p>	<p>高い目標ではありますが、丁寧な現状の把握と支援策の充実に努め、実現できるように努力してまいります。また、国の動向や社会全体の状況を注視しながら、高校におけるインクルーシブ教育の推進をしてまいります。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
53	高等学校	1 支援力向上	(1)	R3資料1-5より中学校自覚障学級から89%（公立高校に54%）、知的障害学級からは45%（公立高校に27%）が高校へ進学し、さらに増加傾向にある。長野県の特徴的な状況下において高校への進学により期待した支援を受けることができているのだろうか。中学校卒業後の適正な進路選択に「連続性のある多様な学びの場」としての高校の対応は追い付いていない。高校に特別支援教育が始まり15年が経過しても、高校における対応の不備は明確である。後追いの対応で該当生徒の不利益や保護者との問題で学校が疲弊することの無いよう、研修にとどまらず具体的な対策（少人数の学習環境、人的加配）が必要である。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校では少人数の学習環境の実現には困難があります。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしており加配等の配慮をしています。引き続き各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。
54	高等学校	1 支援力向上	(1)	定時制課程には中学校の特別支援学級から進学する割合が高い。支援の継続性には少人数の安定した学習環境を整え、ニーズのある生徒数に見合った教職員の加配があることで、教職員の学びが効果的に発揮される。県としての対策が不十分である。	定時制課程ではすでに、少人数での学級編成がなされており、国の基準を踏まえ教員配置を行っている中、更なる教職員の加配を行うことは厳しい状況であると考えます。
55	高等学校	1 支援力向上	(1)	高校現場からは「専門家が必要」との声がある。資格のある専門家でなくとも専任の特別支援教育コーディネーターの配置があることで、SSW、SCの活用や社会資源との連携が円滑に行われる。多くのニーズや複雑な事例を校内だけで解決しようとするのは教職員の疲弊を招く。行政の早期介入や予防的介入が支援力となる。学校ごとの対応を期待するのではなく県主導で明確な方向性を示してほしい。（行政側に学校との連携をとるなど）	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしてまいります。また、地区別特別支援協議会等で、外部機関との連携や研修を行いながら、各校が行政機関等とも連携できるよう支援してまいります。
56	高等学校	1 支援力向上	(1)	SC、SSW、を含むチーム支援で外部人材をフルに活用すればするほど、調整やコンサルテーションには特別支援教育Coの関わりが必要である。専任の特Coが必要である。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしてまいります。
58	高等学校	1 支援力向上	(1)	学校ごとの特Co指名は実習教諭が担当するケースが多くなり職種に偏る。しわ寄せが問題。専任特Coが必要である。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしてまいります。また、特別支援教育コーディネーターの指名については、学校の実情を確認しながら対応してまいります。
57	高等学校	1 支援力向上	(1)	特別支援教育Coは授業を持ちながら時間的、心理的負担は大きく継続が困難な事例がある。ニーズのある生徒数に見合った教員加配が必要。学校との人事交流を計画的に行うことは実行されているのか。また、交流人事の該当者には特別支援教育を担う意識があるのか、県が積極的に関わっていただきたい。	国の基準に従って教員配置を行っており、新たな加配は難しい状況です。人事交流については、特別支援学校に交流した教員を、支援ニーズの高い学校に配置するなど研修効果が高まるよう、引き続き取り組んでまいります。
59	高等学校	1 支援力向上	(1)	多人数生徒の授業や学級では生徒の実態、本質、主訴が見えにくく、発達特性による行動のトラブル対応、生育環境によるトラブルの対応に追われる。少人数学級、少人数展開の授業が基本であることが、個々の生徒の卒後の適切な支援につながる。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校では少人数学級の設置は困難な状態にあります。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしており加配等の配慮をしています。引き続き各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。また、各高校にある資源、特別支援学校のセンター的機能の活用、各圏域にある発達障がい支援センター等を有効に活用しながら卒後の適切な支援につながるよう取り組んでまいります。
60	高等学校	1 支援力向上	(1)	研修の充実とあるが、校内研修の計画立案は特Coには負担感がある。校内研修は、全教職員の意識統一は困難でむしろ敬遠されてしまう。特Co任せにせず、管理職、県は法の下に計画的に派遣、実施して教職員全体の底上げをしてほしい。特Coは虚しさを感じている。	学校現場のご意見を参考に、高校の実態に合う研修方法や研修内容を研究してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
61	高等学校	1 支援力向上	(1)	教育内容の充実や専門性の確保のために、希望者への研修の充実、とりわけ自主的な研修・研究に対する奨励策を講じてください。	P9(1)に記載の通りです。研修等の内容にはご指摘いただいた希望者への研修の充実も含んでおります。
62	高等学校	1 支援力向上	(2)	入学者選抜における合理的配慮の提供は、選抜時だけの問題ではなく、その後の学校生活における配慮の継続が課題である。配慮の内容によっては教職員の加配や、支援員、または支援学校から障がい種に応じた巡回教員が必要。年度途中でも柔軟な対応ができる裏付けがない状態では各校の入学者選抜における受け入れ決定は困難である。	入学者選抜における合理的配慮の申請にあたっては、高校入学後の合理的配慮についても検討するため、早期から連絡を取っていただくよう中学校等に依頼しています。教職員の加配は現時点では困難な状況ですが、支援員を配置すると共に、特別支援学校の自立活動担当教員による高校への巡回などの支援を充実してまいります。
63	高等学校	1 支援力向上	(2)	入学者選抜における合理的配慮申請の受け入れについて、高校が個別の実態に対応できる範囲を県が明確化(中学校における支援の内容、福祉、医療との関係機関の詳細の提出など)しているか。入学後に要求される配慮に対しても受け入れを各高校任せにせず、支援員派遣やボランティアの活用など柔軟な仕組みが必要である。	入学者選抜における合理的配慮は、個別の実態を踏まえて配慮の内容を決定しています。申請時には、中学校等で行っている合理的配慮の内容がわかるもの、及び障がい等の程度や状況がわかるもの等を保護者の了解を得た上で添付していただいています。必要に応じて支援員を配置すると共に、特別支援学校の自立活動担当教員による高校への巡回などの支援を充実してまいります。
64	高等学校	1 支援力向上	(2)	入学者選抜における合理的配慮申請を検討する機関と時期を明確に定め示しているか。各校の対応がさまざま、答えが先延ばしになることは受験者の不利益となる。申請した受験者がたらいまわしにならないよう、あるいは、特定の高校が無理をして請け負うことの無いよう、県との協議はできるのか。	入学者選抜における合理的配慮については、志願する可能性のある高等学校が明らかに以前においては、中学校等より高校教育課に連絡をいただいています。中学校等と志願先の高等学校との連絡をとりながら、安心して受検できる体制の確立に今後も努めてまいります。
65	高等学校	1 支援力向上	(2)	選択制緘黙生徒や、考えのまとまりにくい生徒、書字障がいの生徒、発表や発言に緊張感のある生徒にとってICTの活用は有効なツールとなる可能性はあるが、進路やその先の支援につなげるまでには多くの時間や特別なかわりが必要となる。授業づくりにとどまらず進路保障の意味では障がい種に応じた支援員(定着した巡回指導)が必要である。	進路保障のための支援員の配置については難しい状況ですが、特別支援学校のセンター的機能を活用した就学相談や発達障がいサポート・マネージャー等と連携して支援してまいります。進路指導上のICTの活用については、特別支援学校のICT活用事例等を参考に研究してまいります。
66	高等学校	1 支援力向上	(2)	聴覚障がいのある生徒だけでなく障がい種に応じたICT教材の導入には、校内に情報機器を扱うための支援員の配置が必要。校内の教科「情報」免許のある教員は多忙すぎるため、個別支援の対応までは困難。県からの派遣が必要である。	支援員の配置は難しい状況ですが、ICTの活用については、特別支援学校にあるICTやATに関するリソースを活用した効果的なICT教材の導入など研究してまいります。
67	高等学校	1 支援力向上	(2)	高校入試制度の改善にあたっては、すべての不登校生等に「説明書」により「資質・能力」を示させる方向ではなく、入学を希望するすべての受験者に対して後期中等教育を保障する制度とするなど、現場教職員や児童生徒、保護者の要望を十分に反映させてください。	令和4年3月に「長野県公立高等学校新たな入学者選抜制度」を決定しました。「説明書」は導入せず、すべての受験生に面接を実施することで、調査書・学力検査とともに本人からの直接情報もあわせて受験生の状況把握に努めるようにしました。今後も引き続き、児童生徒、保護者、及び現場の教職員等からご意見を伺いながら、公平、公正な制度となるよう努めてまいります。
68	高等学校	1 支援力向上	(3)	校内での「学校解決力」の向上のためには特別支援教育コーディネーターが担う役割はますます重要であり、専任配置に向けた取り組みを記載する必要がある。	特別支援教育コーディネーターの専任配置は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。現時点で、専任配置に向けた取組を記載することは難しいと考えます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
69	高等学校	1 支援力向上	(1)	中学校特別支援学級から7割の生徒が高等学校へ入学していることから、生徒一人一人にきめ細やかな教育を行うことが求められる。高等学校においても、少人数学級の推進が必要であり、取り組みの重点として記載すべきである。	中学校特別支援学級からの高校への入学状況を考えると、生徒一人ひとりにきめ細やかな教育を行うことが求められることは認識しております。多様な生徒にきめ細かに対応できる学びの環境の整備に努めてまいります。
70	高等学校	1 支援力向上	(1)	支援の必要な生徒のいる学校には、支援に応じた専門性を有する教職員を加配してください。	人事交流等を含め、特別支援教育の専門性を有する教職員の配置をしております。加配については、国の基準に従って教員配置を行っております。
71	高等学校	1 支援力向上	(1)	必要性の高い高等学校から、生徒の実態に応じた少人数学級の設置をすすめてください。	国の基準を踏まえ教員配置を行っており、高校では少人数学級の設置は困難があります。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしており加配等の配慮をしています。引き続き各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。
72	高等学校	1 支援力向上	(1)	高等学校においても、少人数学級があってほしいです。学習面でも配慮し、支援員をおいてほしいです。	国の基準に従って教員配置を行っており、高校では少人数学級の設置は困難があります。しかし、学校によっては少人数指導等の工夫をしており加配等の配慮をしています。引き続き各校の実情をしっかりと聞き取り配慮してまいります。
73	高等学校	1 支援力向上	(3)	地域連携、学校解決力には「要対協」をつかんでいる市町村教育委員会や福祉課、相談室などとの連携が必須。生徒の家庭状況の把握があつてこそ福祉、就労との橋渡しが行える。そのためには学校外と繋がり、支援会議の計画、参加が可能な専任のコーディネーターの配置が必要。窓口教頭で、教頭が参加した会議では改善の動きに繋がらなかった。コーディネーターの権限を尊重してほしい。	特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。また、地区別特別支援協議会等で、外部機関との連携や研修を行いながら、各校が市町村行政機関、教育委員会等とも連携できるよう支援してまいります。
74	高等学校	1 支援力向上	(3)	生徒のアセスメントに必要なWISC(ウィスク)、WAIS(ウェイス)検査を行うことができないため、支援の必要はありながら具体的な方向性やつなぎを作ることができにくい。SC、支援学校、市町村、教育事務所などいずれかによる検査の実施と活用を共有することが急務である。(教育事務所には17歳以上のWAIS検査の用具、検査する心理士もいないのでは)	生徒のアセスメントを行うために検査を実施することは重要であると認識していますが、医療現場を含め、SC、特別支援学校、市町村などでは検査を行える人材が不足しており、早急に対応できない現状にあります。関係機関と連携しながら、少しでも早く対応できるように努力してまいります。
75	高等学校	1 支援力向上	(3)	管理職が行政との連携を拒み、家庭の問題に踏み込むことを否定する事例がある。家庭の状況を学校が解決しようとするわけではない。SSW、SC、地域との連携で個々の生徒に向き合うことがニーズのある生徒の進路とその後の支援に繋がる。管理職の理解は特Coの動きにとって重要である。	管理職研修等を活用し、管理職の特別支援教育に対する意識や理解の向上に努めてまいります。
76	高等学校	1 支援力向上	(3)	校長会の専門委員会は力を発揮できるのか。「高校における特別支援教育あり方検討ワーキングチーム」の構成には現場の意見は聞いても、現場の多忙な特Coを使うことは避けて欲しい。	「高校における特別支援教育あり方検討ワーキングチーム」での検討を中心に、現場になるべく負担をかけないように検討してまいります。
77	高等学校	1 支援力向上	(3)	各地区においてサポートマネージャーの存在が周知されていない現状がある。地区によってサポートマネージャーの動きが異なるため圏域の違う高校間では情報共有がしにくい。小・中との連携の深いサポートマネージャーを増員して高校への巡回が自由に行えること、また各校特Co自身の相談の役割が定着すればより効果的。	発達障がいサポート・マネージャーは、現在、多くの地区の特別支援教育協議会に参加し、助言等行っております。まずは、全ての地区で圏域の支援方法等確認しながら連携できるようにしてまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
78	高等学校	1 支援力向上	(3)	高校の再編・整備計画では今後に向け設備として通級指導が可能となるリソースルームの整備計画が盛り込まれているか。また、再編においてニーズのある生徒を大きな規模で集中させることは根本的に反対である。	ご指摘のリソースルームに限らず、必要な施設設備等については、今後、校舎整備に係る学校関係者や地域との話し合いで、生徒の目線を十分取り入れながら検討していくこととしています。
79	高等学校	1 支援力向上	(3)	高等学校における特別支援教育の将来的なあり方について生徒の意見を聞きながら、小中学校、特別支援学校、高等学校の現場教職員や保護者、関係者参加のもと検討をすすめてください。(10ページにあり方検討ワーキングチームなどが記されています)	あり方検討ワーキングチームを中心に、生徒、教職員、保護者や関係者の意見を聞きながら高校の特別支援教育の将来的な在り方についても検討してまいります。
80	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	高等学校における通級指導教室の設置が必要である。全県のニーズを丁寧に把握し、ニーズのある生徒が通う全ての学校に設置することを目指して取り組んでほしい。また開設にあたっては通級指導教室担当の教員を専任で配置し、兼務による過度な負担が生じないようにすることも必要である。	高校における通級指導教室のニーズの把握を丁寧にしながら、新たな設置については国の動向も踏まえ研究してまいります。
81	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	発達障害児並びに特別支援学級の卒業生などが受け入れられるよう通級指導教室の増設並びに専任の教職員の加配などを行ってください。(8ページに、教育ニーズの把握などが記されていることは評価しています)	「通級による指導」については、平成30年度には箕輪進修高校および東御清翔高校、令和2年度には松本筑摩高校に設置し、取組を進めています。また現在、新たな設置に向け検討を進めています。
82	高等学校	2 仕組みの整備	(3)	県教委「地域化プラン」を活かし、10圏域(または旧12通学区)に1~2校ずつ特別支援学校分校の設置をすすめてください。(分教室と高校との連携については11ページに記されています)	分教室の高校への設置については、平成21年6月の「第1期長野県高等学校再編計画」に基づき、各通学区に1校程度の設置を進めてきました。平成17年度に第1通学区の更級農業高校に稲荷山養護学校高等部更級分教室を設置したのに続き、平成22年度に第4通学区の南安曇農業高校に安曇養護学校高等部のあずみ野分教室を設置し、平成24年度には第3通学区の上伊那農業高校に伊那養護学校高等部の中の原分教室を設置しました。第2通学区については、平成26年度、臼田高校(現、佐久平総合技術高校臼田キャンパス)に小諸養護学校高等部うすだ分教室を設置し、第1通学区では更に平成28年度に須坂創成高校(旧須商キャンパス)に長野養護学校高等部のすざか分教室を開設しました。また、令和元年度には、第3通学区の富士見高校に諏訪養護学校高等部ふじみの森分教室を開設しました。今後については、高校再編計画の状況踏まえながら、より良い分教室の設置について検討してまいります。
83	高等学校	2 仕組みの整備	(1)	素案では特別支援教育課のみであったが義務教育課と高校教育課が担当課に加わったことは心強い。特別支援教育は高校から開始されるものではないため連携は必要だが、これまでの積み重ねのある地域性は尊重されるよう配慮してほしい。	これまでの積み重ねのある地域性に配慮しながら、関係機関との連携強化に努めてまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
84	高等学校	2 仕組みの整備	(1)	引継ぎの重要性、プレ支援シートの活用は中学校と高校の信頼関係で行われている。高校に支援継続の実績がなければ、中学からの引継ぎは無意味となってしまう。高校は課程により特別支援教育の理解には温度差がある。多様な教育的ニーズに応える組織づくりが重要課題である。コーディネーターの力量によって学校の差が出ないよう県には配慮してほしい。コーディネーターのヘルプに応じる派遣などの仕組みが欲しい。	中学校からの情報の引継ぎの重要性を伝えながら、高等学校間の特別支援教育に対する理解に対する温度差が無くなるように地区別特別支援教育協議会や教員の支援力を向上するスキルアップ研修等を活用し組織的に取り組んでまいります。また、特別支援教育コーディネーターの不安が解消できるように特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校の教育相談担当者等による巡回指導を行いながら、サポートができるよう進めてまいります。
85	高等学校	2 仕組みの整備	(1)	入学者選抜時における合理的配慮の提供は重要であるが、支援情報を確実に中学校から高等学校へ引き継ぐための仕組みを検討してほしい。また特別支援教育の経験や専門性のある教職員の配置や加配などを行うべきである。	中高連絡会等において、引き続き確実な支援情報の引継ぎに努めてまいります。また特別支援学校との交流人事を進める他、今後も特別支援学校の教員が高等学校を巡回し、教員に対して支援を行ってまいります。
86	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	中学校で通級を経験する生徒は今後増える見通しがある。高校における「通級による指導」について実施校のみの理解では高校の特別支援教育の底上げにはならない。すべての教職員に通級について周知することが必要であり、今後実施校は多部制・単位制高校に限らず拡大する方向性が必要なのでは。	通級指導教室の教職員への周知は、研修等様々な機会で行ってまいります。新たな設置については、小中学校での通級指導教室の状況も確認しながら、ニーズに応じた設置に努めてまいります。
87	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	通級実施校において、一人の教員が多くの生徒を担当することは物理的にも精神的にも負担が大きい。実施校には中心となり通級指導を行う専任の担当者の他に複数の教員が担当できるよう明確な加配があることが校内の理解にもつながる。現状のままでは通級該当生徒を増やすことが通級指導の発展にはならない。教職員の苦悩が増すだけとなってしまう。	通級指導教室設置校には、国の基準に従って教員配置を行い、一定の加配をしております。通級設置校の担当者の負担が大きいことは理解しておりますので、通級指導を希望する生徒のニーズを把握等しながら、今後の配置や加配については研究してまいります。
88	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	通級は個別の対応が基本であるが、今後の展開においては新任の担当者であっても初動の助けとなる県のマニュアル作成が望ましい。	生徒一人ひとり対応が個別に違うためマニュアルの作成は難しい状況がありますが、特別支援学校の高校巡回自立活動担当教員と連携して支援してまいります。
89	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	「高等学校通級指導教室連絡会」にて研修、情報交流は大切ではあるが、通級のための組織づくりや書類にも統一様式がなく、実施校3校に試行錯誤させたのちに情報交換では進むべき方向(県の方針)が見えづらい。通級の定着や担当する後継者に苦戦している。通級を行うための教職員配置、分掌上の役割を明確に県が示すことが必要である。	高等学校通級指導教室協議会の内容を検討し、対応してまいります。教職員の配置や分掌上の役割については、より良い学校運営が進むよう研究してまいります。
90	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	県の特別支援教育課高校の担当者が変わるたびに、通級の説明を実施校が行うことは負担である。実施校に頼りすぎないで欲しい。	引き継ぎを丁寧に行うなど通級実施校に負担がかからないよう努めてまいります。
91	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	特別支援学校自立活動担当教員は授業とその前後の計画、振り返りを含む余裕のある時間の枠組みで巡回できるよう支援学校側(管理職)に理解が必要。	各高校の支援ニーズが高まると、余裕を持った巡回を行うことは難しくなると思いますが、可能な限り余裕のある時間の枠組みができるよう特別支援学校と情報を共有してまいります。
92	高等学校	2 仕組みの整備	(2)	「個別の支援計画」は高校に定着していないため、該当校によっては担当教員に負担が大きい。現在の状況では支援学校巡回教員は「個別の指導計画」を中心となり作成して指示してほしい。	高校の教職員が作成しやすい「個別の指導計画」や作成のための研修など検討してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
93	高等学校	2 仕組みの整備	(3)	高校に進学する生徒のニーズには発達障がいと知的障がいを併せ持つ生徒も在籍している。分教室進学か高校進学かを決定できずに時期を逃すと、選択肢は高校進学のみとなる。適切な進路とはいえないまま、ほぼ高校全入が可能となっている。知的に同レベルの生徒にとって将来につながる支援体制には大きく差が生じてしまう。特別支援学校分教室の入学者選考を高校入試の日程と合わせる。また、高校不合格となった場合の受け皿としての分教室の考え方はないか。分教室が定員に満たない実態があることも含め、社会が障がいを持つ子どもを守る意味で、今後に期待する。	特別支援学校高等部への進学は、学校教育法施行令第22条の3に該当していることが前提であるため、高等学校との併願は想定していません。また、高等部入学部当たっては、合格発表後に特別支援学校教員の中学校訪問による支援情報の引継ぎや、入学予定生徒の体験入学等を丁寧に行う必要があるため、現行の日程としています。
94	高等学校	2 仕組みの整備	(3)	現在高校内に支援学校分教室を置いている5校は高校との連携のメリットがあるかまとめが必要である。	ここ数年は、新型コロナの影響で十分な交流学习の実施は、難しい状況にありましたが、少ない交流の中でも、互いを認め合い、多様性を認め合う気運は高まっています。今後の連携のあり方はワーキンググループで検討し、協働的な活動をさらに推進してまいります。
95	高等学校	3 相談支援の推進	(1)	「障害のある生徒への就労支援」とは、障がい者手帳を取得した場合の就労と支援のネットワークを想定しているのか。高校では実習も訓練も授業で行うことができないうえに、本人に障がい者就労の自己理解、認識をもつことは容易ではない(特に発達障がいによる精神障害者福祉手帳取得)。特別支援学校の進路指導とは別物である。特別支援学校進路指導の助言はいただいても、あくまでも高校卒業生として福祉と連携することが求められている。ニーズのある生徒が多く在籍する高校には明確な専任Coの配置が必要である。	生徒の状況によっては障がい者手帳等の取得を勧めることは必要であると考えます。特別支援学校の助言も活用しながら、発達障がい支援センターや市町村福祉部局と連携し、就労支援につなげられるように職員研修や協議会を通して周知していきます。特別支援教育コーディネーターの専任化については、直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。
96	高等学校	3 相談支援の推進	(1)	自立に向けた個々の対応やつながりは個別対応であり連携も圏域を超える場合もある。その時々の特Coや担任が苦勞して学びながらつなげて学校としての継続にはなりにくい。高校で手帳利用の福祉的就労を行うのなら、担当する教員の配置が必要。あるいは、頻繁なアセスメントの会議など学校を留守にしないで済むよう職員派遣が必要である。	現在、全ての高校に就労コーディネーター等の配置や職員派遣を行うことはできない状況にあります。地区別特別支援教育協議会での福祉機関との連携方法の確認、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談や学校内の指導事例の共有化などが有効に活用できるよう支援してまいります。
97	高等学校	3 相談支援の推進	(2)	「高等学校地区別特別支援教育協議会」にSC、SSW、サポマネ等の参画の他、地域との連携では市町村の参加が必要である。ただし、市町村により相談室などの所属は教育委員会、子ども課、福祉課など様々なため行政の判断で、要対協や、中学までの養育状況を把握している保健師など連携が可能な方の参加が望ましい。卒後の自立支援については確実に必要である。しかし、特CoはSCの対応に加え新たな連携には専任が必要である。	ここ数年、地区別特別支援教育協議会にSSWや発達障がいサポート・マネージャーが参加する地区は増加してきています。好事例等を共有しながら、各学校において市町村と連携した支援会議が開催できるよう支援してまいります。特別支援教育コーディネーターの専任化は直ちには困難ですが、国に対して引き続き要望をしております。
98	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	特別支援学校の教育条件については改築だけでなく、過密過大による教室不足の現状を見ると新築の必要性もある。特別支援学校整備基本方針にある「市町村立特別支援学校の設立」を推進することも大事だと思います。また、小規模分散化、地域化を進めてほしいと思います。	特別支援学校の老朽化等に伴う具体的視点に立った改築等は、教室不足の解消も含め計画を策定し行っていくこととなります。また、市町村立特別支援学校の設置については、推進計画に記載しましたとおり、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援等を行い、促進してまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
99	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	整備基本方針では、2070年までの児童生徒数の推移が示されているが、減少の見込みはなく、むしろさらに増加していくと見込まれている。また、整備基本方針で「本県の特別支援学校は、施設の老朽化とともに児童生徒数の増加に伴う狭隘化が課題となっており、これまで校舎の増築や特別教室の転用等で対応してきましたが、充実した学びを提供するため、教育環境の抜本的改善が必要な時期を迎えています」と指摘されている通り、もはや増築では課題解決は不可能であり、特別支援学校の新校設置を明確に打ち出す時期にきていると考える。 国連障害者権利委員会の勧告で分離教育の中止が要請されている。いまのスクールバスで1時間もかけて居住地域から離れた特別支援学校に通う実態は「分離教育」と言われても仕方がない状況でもある。より身近な地域で同年齢の友と学びあうこと、より身近な地域に自分に合った学びの場があることが必要で、長野県としてもその方向をめざしてほしい。そのために県立の特別支援学校もより小規模分散化していくこと。分教室ではなく、学校として設置していくこと。市町村立の特別支援学校についても、より身近な地域で一人ひとりに合った学びの場の保障という理念のもと、県から市町村に積極的に働きかけるとともに、十分な支援を行うことなど、方向性として示していくべき。	令和3年3月に策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」において、校舎等の施設・設備や備品の整備の他、協働的な学びのための一定の集団規模の確保、多様な教育的ニーズに応える教員の専門性の確保等の観点から、知的障がい特別支援学校については、県内すべての圏域に一定程度の対象が見込まれることから、各圏域に最低1校を配置、盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、障がい種ごとに東北信と中南信に1校を配置という方向を示しました。市町村立特別支援学校の設立については、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援等も行い促進してまいります。いただいたご意見は、今後の事業実施段階において参考にさせていただきます。
100	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	特別支援学校の教育条件については改築だけでなく、過密過大による教室不足の現状を見ると新築の必要性もある。特別支援学校整備基本方針にある「市町村立特別支援学校の設立」を推進することも必要です。	特別支援学校の老朽化等に伴う具体的視点に立った改築等は、教室不足の解消も含め計画を策定し行っていくこととなります。また、市町村立特別支援学校の設置については、推進計画に記載しましたとおり、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援等を行い促進してまいります。
101	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	分教室では 特別教室などの使用に制限があり、管理職や事務職員、養護教員などが配置されていないなどの教職員配置の課題もあるので早急に改善してほしい。	推進計画に記載しました通り、緊急時の対応や保健行事等について、分教室設置校の協力を得ながら、課題に対応してまいります。
102	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	分教室については、特別教室などの使用に制限があること、管理職や事務職員、養護教員などが配置されていないなどの課題がある。これらの課題に対する改善の方向を盛り込んでほしい。	推進計画に記載しました通り、緊急時の対応や保健行事等について、分教室設置校の協力を得ながら、課題に対応してまいります。
103	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	分教室について「小・中学部分教室が各2教室」とあるが、小学部分教室は小諸養護学校のゆめゆりの丘分教室、伊那養護学校のはなももの里分教室、長野養護学校の三輪教室の3教室あるはず。 また、分教室の学習環境の整備について記載されているが、教職員配置の貧弱さも大きな課題である。管理職、事務職員、養護教諭が配置されていないことによって生じる教室運営の困難さについても、現状と課題に明記すべき。	ご意見を踏まえ、「分教室については、小・中学校に設置された小・中学部分教室が各2教室、高等部分教室が8教室、その他にも本校から離れた他の特別支援学校等に設置された分教室があり、…」と修正します。 ご意見を踏まえ、「…緊急時の対応や保健行事について、管理職や養護教諭が不在であるなど本校から離れている点も踏まえた学習環境の整備が必要」と修正します。
104	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	特別支援学校の地域化・小規模化を進めてください。市レベルに障害児教育のセンター的役割を担う特別支援学校がない地域には、学校の新設または分校の設置を計画的にすすめてください。新設校(分校含め)については、地域の小中学校に併設する方式も検討してください。但し、併設する場合は予算を削減することを目的とした安易な併設ではなく、既存校のバリアフリー化を含め双方が十分に教育効果を高められるよう施設・設備を充実させてください。市町村への責任転嫁にならないよう、「市町村立特別支援学校の設立」でも県立でも、県と市の協働で進めてください。	令和3年3月に策定した「長野県特別支援学校整備基本方針」において、校舎等の施設・設備や備品の整備の他、協働的な学びのための一定の集団規模の確保、多様な教育的ニーズに応える教員の専門性の確保等の観点から、知的障がい特別支援学校については、県内すべての圏域に一定程度の対象が見込まれることから、各圏域に最低1校を配置、盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、障がい種ごとに東北信と中南信に1校を配置という方向を示しました。市町村立特別支援学校の設立については、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援等も行い促進します。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
105	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	養護学校高等部専攻科の設置による教育年限の延長は強い願いです。また、文部科学省に対して、発達がゆっくりな子どもたちや障害のあり支援が必要な子どもたちの義務教育年限延長の働き掛けを行っていただきたいと考えます。	専攻科課程の設置や就学期間の延長は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。
106	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	障害の早期発見・療育などと連携した養護学校幼稚部の設置についても、特別支援学校の地域化・小規模分散化と併せて検討してください。	養護学校幼稚部の設置については困難ですが、障がいの早期発見・療育などと連携した支援が地域において行えるよう、市町村等と連携を図りながら研修を進めてまいります。
107	特別支援学校	1 教育環境整備	(1)	県立こども病院の保育・療育・教育機能を充実させるために、現在の院内学級を改善し、幼稚部を併設した県立特別支援学校としてください。	現在、豊科南小学校と豊科南中学校に院内学級が設置され、児童生徒の病気の状況に合わせた教育が行われています。現状では県立特別支援学校の設置は困難ですが、院内学級への教員の複数配置等により教育水準が保てるよう努めてまいります。
108	特別支援学校	1 教育環境整備	(5)	働き方改革の推進のためには、まず教職員数増が不可欠。それなしでは分業も協業もありえない。最低限、標準法に沿った配置をする旨を明記すること。 また、現在多くの学校で行われているスクールバスの添乗業務は本来教員の仕事ではないので、きちんと介助技師を配置すること。「教育業務支援員等の配置」とあるが、教育業務支援員だと教員も添乗しなければならないので、介助技師の配置を明記すること。 「介護休暇や育児休暇等の取得促進等に取り組みます」とあるが、現状では代替者がきちんと確保されないケースが多く、取得をためらう状況。職員が妊娠し、業務補助員の配置を求めても学校長からひとことめに「人が見つからないかもしれない」と言われる始末。安心して出産・育児ができる状況ではない。「取り組みます」という掛け声だけでなく具体策を合わせて明記すべき。	特別支援学校の教員数の国の標準法に基づく乖離との解消については、これまで計画的に取り組んでまいりましたが、引き続き努力してまいります。また、代替者の確保についても、学校間の連携等により引き続き努力してまいります。
109	特別支援学校	1 教育環境整備	(5)	教職員の働き方改革の推進のためには教職員数増と抜本的な業務削減を行わない限り、超過勤務の問題は改善しないと考える。県として実効性のある取組を示してほしい。	ご意見の趣旨は、Ⅲ-1-(5)質の高い授業を実現するための学校における働き方改革について記載しており、教職員数の国の標準法定数との乖離解消や業務内容の見直しや削減等について引き続き取り組んでまいります。
110	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	専門性の向上の項目にある「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」は、チェックシートの内容が面的であり、見直しが必要である。	「長野県特別支援学校教育育成指標兼セルフチェックシート」については、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性が高められるよう、必要に応じて見直しをしてまいります。
111	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	繰り返しになりますが、多様な発達課題・ニーズを有し多様な障害のある子ども達を全人的に理解し受けとめ、適切な支援ができる専門職としての教職員の確保・育成は共通の課題です。そのために県として、何より教職員の自主的な学びを尊重し、教職員に対して時間と経済的な支援策を充実させることが求められます。安易なチェックシート、マニュアル、教育手法等の強要は厳に慎むべきものと考えます。	今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
112	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」は項目が多く、チェックすることに時間がかかって他の業務を圧迫する。また、項目が多い割には憲法や子どもの権利条約、障害者権利条約、子どもの発達など、特別支援学校の教員として知っておかなければならない項目が抜け落ちている。子どもたちとともに活動する中で学びたいことはたくさんあるが、このセルフチェックシートの活用では、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性を高めることができない。セルフチェックシートの在り方を見直すとともに、教員の自主的自発的な研修機会の確保、権利としての研修の保障の方向性を示してほしい。	Ⅲ-2-(1)に示しました通り、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性が高められるよう、県内外の実践から学ぶ場の提供を推進してまいります。「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」については、教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性が高められるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります。
113	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	「個別の指導計画」の様式が全県で統一され、幼児児童生徒の実態把握や指導内容や指導方法について理解が深まりつつあるとあるが、何を根拠に理解が深まりつつあると言っているのか。現場では複雑な様式に合わせて個別の指導計画を作成することへの困難さ、様式や入力方法を覚えることに時間と力を注ぎ、実態把握や指導内容・方法の理解に結びついていないと到底思えない。システム自体も使いづらく、入力している行しか表示されないため、記述時には個別の指導計画の全体像が見えない。つまり、子どもの全体像が見えない。実態把握が進むどころか、逆に子どもの実態を見えづらくしている。こんなに評判の悪い施策は珍しい。現状と課題が正確に捉えられていないと、取組の方向性も見えてこない。この部分については記述の見直しが必要。	「個別の指導計画」統一版を作成することにより、円滑な作成や引継ぎ、教師間で共通認識した支援の実施等が期待され、児童生徒の実態把握や指導内容、指導方法について、学習指導要領を踏まえた個々の教育的ニーズにきめ細かに対応していくことができると考えます。引き続き、児童生徒の願いを大切にしながら、個に応じた支援ができるよう取り組んでまいります。
114	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	特に行動支援に関わる「認知行動療法」や「応用行動分析」などのマニュアルだけが先行し、行動変容だけを求める方法を安易に教師に押しつけることのないように願います。子どもの全体像を見てその発達を促す教育と子ども観・子ども理解こそ高度な専門性であると思います。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
115	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	特別支援学校の専門性向上について、計画では「教育相談、行動支援、ICT活用等の分野別のリーダー教員」を配置し「全県で統一した専門性の高い支援の実現」とあるが、特別支援学校の教員の専門性は、一人一人の子どもの実態を見極め、発達を促す支援の方向を集団的に検討していくなかで養われるものではないか。子どもに応じた豊かな教育実践を展開できる自由な研修体制が必要。	特別支援学校においては支援ニーズが高度化・多様化しており、本県がこれまで大切にしてきた児童生徒の興味関心に根ざした支援について、個のニーズに応じて特定分野に強みをもった支援も合わせ取り組んでまいります。
116	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	現状と課題、並びに取組の方向性ほか全体に関わり、理解できないことが多々あります。口頭で資料提供を含めお願い致します。中でも、全体を通して強調されている用語は「行動支援」、「ICT活用」「全県で統一した○○」などです。「行動支援」とは何を指すのでしょうか。もし、特定の教育手法であるのならば、その教育的評価は定まっているのでしょうか。県教委が組織を挙げて特定の教育手法を指定し、全県に広げようとしていることは何を意味するのでしょうか。ICTについて、その有効性、将来的な可能性は認めていますが、現時点で全ての子ども達の教育にとって有効だと言えるのでしょうか。心理・精神的な発達、健康面などでの課題は明らかにされているのでしょうか。ましてや、様々な実態を脇に置いて、すべての子どもの「個別の指導計画」に活用を義務付け、さらに、成果指標(17ページ)とするなどには二重三重の疑問を感じます。	行動支援とは、行動面に困難のある子どもたちに、その子どもに応じた様々な支援を講じることで、子どもたちの主体性や社会性を育むことを目的としており、全国で行動支援の取組が行われています。また、ICTについては児童生徒の自立と社会参加に向けた情報保障を含め、個別最適な学びの充実に必要なものと考えております。どの子どもにもICT活用の可能性を検討するため、ICTの個別の指導計画への位置づけを指標としました。いただきましたご意見については、今後事業実施の段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
117	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	「専門性サポートチーム」の機能向上として行動支援とICT活用が強調されているが、多岐にわたる特別支援教育の専門性のなか、なぜこの2つなのか。この推進計画の基本的な方向と目標(2ページ)には「子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、抱える困難はますます多様化・複雑化しています。このような状況にあっても、児童生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら主体的に活動し、豊かな人生を切り開いていけるよう、特別支援教育に関する学びの充実とそれを支える学習環境の整備が一層必要となっております」とある。多様化する困難に対して多様なアプローチが必要な情勢の中、なぜ専門性の幅を狭めるのか。子どもたちには多様な人々と協働しながら主体的に活動することを求めているのに、なぜ教員の専門性を統一し、多様性を奪うのか。この項目に関しては本推進計画の基本的な方向を否定するものであり、根本から見直す必要がある。	特別支援学校においては支援ニーズが高度化・多様化しており、本県がこれまで大切にしてきた児童生徒の興味関心に根ざした支援について、個のニーズに応じて特定分野に強みをもった支援も合わせ取り組んでまいります。
118	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	【学びを支える専門性の向上について】 ・医療的ケアの重要性や個別の支援へのニーズが高まる中、教職員の専門性を活かした支援が必要であり、そのための研修は必要であると考え。 そのような中で、訪問教育、進路指導、養護教諭、生徒指導だけでなく、栄養教諭(管理栄養士)の食支援における専門性も重要であることから、「医療的ケア、訪問教育、進路指導、養護教諭、生徒指導、栄養教諭等・・・」の文言を加えていただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「栄養教諭等」の文言を追加いたします。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
119	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	寄宿舎の役割として、「通学保障だけでなく社会的自立を目的とした利用」を加えたことは評価できます。しかし、17ページに示される取り組みだけで支援力の向上は望めません。せめて、法を順守した教員数を確保し、実態に応じた加配を検討することが必要です。	今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。
120	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	計画的に増員してきた自立活動担当教員だけでは、まだ教員数が不足しています。定数との乖離を少なくしていく方向も示してほしいと思います。 専門性とは、子どもの人権を守る立ち場にたってこそ生きるものです。ある部分だけの行動を制限したり変化させたりするものではありません。子どもの人格を尊重し、その成長発達を支援するための専門性には、人権教育を必ずいれてほしいと思います。	特別支援学校の教員数の国の標準法に基づく乖離との解消については、これまで計画的に取り組んでまいりましたが、引き続き努力してまいります。 子どもの人格を尊重しその成長発達を支援する人権教育は、特別支援教育に限らずすべての教育の基盤になると考えます。各種研修会等において、学校及び地域における人権教育を引き続き推進してまいります。
121	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	17ページの下に「個別の指導計画に、個に応じたICT活用が位置づけられている児童生徒の割合を、令和4年(73%)から5年後に100%へ」という成果指標を掲げているが、あくまでも手段であるべきはずのICT活用が目的化しており、この点は改善をするべきだと思う。	ICTについては児童生徒の自立と社会参加に向けた情報保障を含め、個別最適な学びの充実に必要なものと考えております。どの子どもにもICT活用の可能性を検討するため、ICTの個別の指導計画への位置づけを指標としました。
122	特別支援学校	2 専門性の強化	(1)	R9年に100%とあるが、家庭によっては小学部低学年のうちからタブレット端末に触れさせることに抵抗があるご家庭もある。実際、すでに保護者からそのような意見も受けている中で、個別の指導計画にICT活用を位置づけていくことは、保護者と担任を分断させることにつながる。ひとつのツールであるはずのICT機器が、使用すること自体が目的化し、本来の個に応じた支援がゆがめられることはあってはならない。100%の数値目標は見直すべき。	ICTについては児童生徒の自立と社会参加に向けた情報保障を含め、個別最適な学びの充実に必要なものと考えております。どの子どもにもICT活用の可能性を検討するため、ICTの個別の指導計画への位置づけを指標としました。
123	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(1)	卒業後の多様な自立に向け、性教育や主権者教育なども豊かな人生を送る上で必要な内容である。しかし現在は、就労にむけた「ワークキャリア」に偏重したキャリア教育が行われがちである。高等部卒業時に一般企業か福祉事業所への就労しか選択肢が実質的にはないが、障害があるからこそゆっくりじっくり学ぶ必要があるのではないか。教育年限を延長して学びの場を保障するため、高等部専攻科の設置が必要だと思う。生涯学習だけではなく、知的障害特別支援学校の高等部専攻科設置に向けた取り組みも示してほしい。	各特別支援学校においては、就労に偏重したキャリア教育ではなく、性教育等児童生徒の実態に応じたキャリア教育がなされていると認識しております。就学期間の延長や専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。
124	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(1)	地域人材の掘り起こしがなかなか困難な状況。例えば、県立大学との連携などは検討できないか。学生が一定期間活動に参加し、特別支援学校の児童生徒とかかわるような取り組みがあってもよいのでは。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
125	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(1)	特別支援学校高等部卒業生の進路として就労しか示されていない。進学についても触れるべき。「働きたい」という意欲だけでなく「もっと学びたい」「進学したい」という意欲を育てることも大事なのではないか。実際にそのような思いをもった生徒がいたとしても、選択肢として進学がない現状の中、希望の進路や夢をあきらめることになってしまっているのではないだろうか。知的障がいのある生徒は、ゆっくり時間をかけて学ぶ必要があり、諸外国では教育年限が延長されている。就労だけでなく進学という選択肢や、高等部専攻科の設置に向けた取り組みを明記すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、現状と課題に「高等部卒業生の進路先は、約7割が社会福祉施設等で、約3割が一般就労で推移している」の後に「また、少数ではあるが進学する生徒もいる」を追加します。なお、就学期間の延長や専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
126	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(2)	検定の内容が企業に準ずることは学校が職業訓練校になってしまう恐れがあります。高等部の3年間は障害があるが故にもっとゆっくりじっくり学ぶべきことがたくさんあるはずで、同年代の生徒たちは卒業後の進路を専門学校や大学に進学する中で、障害があることで卒業後は就労を目指すとは決めつけるのは偏っています。就労支援の充実には、就労移行支援の充実と重なり福祉型専攻科の開設に向けての努力をしてほしいと思います。	技能検定は、生徒の「働きたい」という意欲を育て「働く力」を高めるためキャリア教育として実施しております。また、専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるように、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。福祉型専攻科は民間の取組と認識しております。
127	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(2)	企業就労が重視されているが、福祉就労を含めて、生徒本人の願いを中心に置いた進路指導や地域との連携を重視した取り組みが必要である。	ご意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(2)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」に記載しておりますが、生徒が希望する進路が実現するよう、在学中から関係機関との連携を進めてまいります。
128	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(2)	特別支援学校高等部卒業生の企業就労率を、令和3年の29.4%から令和9年には32.4%にするという【成果指標】を挙げているが、指標に近づけるために無理な進路指導が行われる懸念がある。進路指導はあくまでも、生徒本人の思いや願いに沿って進められるべきで、企業就労率の向上を目標にした指導にならないようにするべきである。	一般就労を希望する生徒の願いが実現するよう支援することが大切であると認識しており、ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
129	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(4)	目指す姿 第2次計画は「〇在学中から地域とつながる取組が進み」とありましたが、第3次計画では「生涯にわたり構築するための学習が充実」とされ、在学中からの地域とのつながりについては後退しているように感じます。とても重要なことだと思いますが、いかがでしょうか？	ご意見の趣旨は「地域の友との交流や、社会とのつながりを生涯にわたり構築するための学習の充実」に含まれていると考えますが、卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができるよう在学中からの活動の充実を図ります。
130	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(4)	目指す姿では、「前略 卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができる。」とあるが、現状と課題では、障がい者のスポーツや文化芸術については何らの記述がありません。 県では、2028年の第27回全国障害者スポーツ大会に向けて、「みらいアスリートディレクター」2名を配置し、特別支援学校での体験会の開催など、選手の育成・発掘を進めています。2028年に向けたこうした取り組みについての記述が何もないのは理解できません。 また、取組の方向性では、障がい者スポーツや文化・芸術についての記述はありますが、現状・課題認識について何も明らかにすることすることなく、取組の方向性だけを示すことにとりも違和感・疑問があります。 特別支援学校の生徒の社会的自立を進める上で、障がい者スポーツや文化・芸術の役割は重要と考えますが、県教委はどう考えているのか、現状と課題に項目を設けてお示しいだきたいと思っております。	ご意見の趣旨を踏まえ、現状と課題に「通常の授業や行事等において、スポーツや芸術文化に親しむ機会が年々増加してきている。例えば特別支援教育関係団体主催のバスケットボール交流会への参加や作品展への出展であるが、卒業後の活動は限られたものになる傾向がある」を追加します。
131	特別支援学校	3キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(4)	「・地域のスポーツや文化芸術活動、教養教室や地域づくり等の生涯学習についての関係機関(公民館、図書館、生涯学習センター、地域の団体、サークル等) 以下略」と、関係機関にはスポーツはなく、また県の関係組織には障がい者支援課が入っていません。記載すべきと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、関係組織に「障がい者支援課」を追加いたします。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
132	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(4)	<p>「2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機として、関係機関と連携して体験会などの学習機会を創出します。」とありますが、全国障害者スポーツ大会を契機にして特別支援学校が行うことが、「関係機関と連携して」、「体験会等の学習機会を創出」だけではあまりに不十分ではないでしょうか？</p> <p>2028長野大会は障がい者スポーツ、特に特別支援学校におけるスポーツの様々な課題を克服するチャンスです。スポーツを通じた特別支援学校生徒の社会的自立を推進するため、少なくとも、「外部人材を活用し、在学中から様々なスポーツを体験するとともに、卒業後も継続して身近な地域で健常者とともにスポーツを楽しめるよう関係機関と連携して取り組みます」と明記してほしいと思います。</p> <p>特別支援学校卒業後の社会的自立を推進するために、障がい者スポーツや文化・芸術が果たしている役割を認識いただくとともに、本県の現状や課題を整理し、「取組の方向性」では、2028長野大会を契機にした充実した取り組みが行われるよう、具体的な施策を計画に位置付けることを切望します。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、Ⅲ-3-(4)の三つ目の・を「在学中から様々なスポーツを体験するとともに、卒業後も継続して身近な地域で健常者とともにスポーツを楽しむよう、外部人材も活用し関係機関と連携して取り組みます。また、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機とした体験会等を通じて、スポーツに触れる機会を創出します」と修正します。</p>
133	特別支援学校	3 キャリア教育・交流及び教頭学習・生涯学習	(4)	<p>「スポーツ」の「楽しさ」「おもしろさ」をぜひ幼少期(特別支援学校小学部)の教育プログラムで充実してください。</p> <p>健常者が、余暇活動として、スポーツや、娯楽や生きていく上での生活の豊かさを求めるよう、障がい児生も生活の豊かさを求めることは当然の権利と思います。</p> <p>スポーツがもたらすものは、とりわけ障がい児生にとっては、「傷病のリハビリテーション」、「運動機能の改善」、「目標達成感による自己肯定からくる自立(自律)」等が見込まれると思います。</p> <p>健常児生の運動(スポーツ)ばなれ同様、障がい児生の運動(スポーツ)離れもあります。特別支援教育における「遊戯」、「運動」及び「スポーツ」カリキュラムの充実を望みます。</p> <p>「運動」「スポーツ」をしたい、続けたいという「気持ち」を教育環境の中で根付かせてください。</p>	<p>ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>
134	特別支援学校	4 センターの機能	(1)	<p>ICT活用や行動支援に関して、第2章 Ⅲ-2 取組の方向性(1) 学びを支える専門性の向上(16ページ)と同様の意見。</p> <p>「専門性サポートチーム」の機能向上として行動支援とICT活用が強調されているが、多岐にわたる特別支援教育の専門性のなか、なぜこの2つなのか。この推進計画の基本的な方向と目標(2ページ)には「子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、抱える困難はますます多様化・複雑化しています。このような状況にあっても、児童生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら主体的に活動し、豊かな人生を切り開いていけるよう、特別支援教育に関する学びの充実とそれを支える学習環境の整備が一層必要となっております」とある。多様化する困難に対して多様なアプローチが必要な情勢の中、なぜ専門性の幅を狭めるのか。子どもたちには多様な人々と協働しながら主体的に活動することを求めているのに、なぜ教員の専門性を統一し、多様性を奪うのか。この項目に関しては本推進計画の基本的な方向を否定するものであり、根本から見直す必要がある。</p>	<p>特別支援学校においては支援ニーズが高度化・多様化しており、本県がこれまで大切にしてきた児童生徒の興味関心に根ざした支援について、個のニーズに応じて特定分野に強みをもった支援も合わせ取り組んでまいります。</p>
135	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(1)	<p>目指す姿、現状と課題のどちらにも「保育」の課題が抜け落ちていきます。取組の方向性に「幼保」との言葉が見られるだけです。学校教育以上に日本の保育における障害のある子を含めた様々な支援を必要とする子どもたちのための条件整備は驚くほど遅れています。園の定員は4~5歳児で30名、保育士は1人で、非正規職員が多数です。幼児期からの共に学ぶ・遊ぶ体制づくりは急務です。(22頁)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、Ⅳ-1の現状と課題に「幼稚園や保育園等において、特別な教育的支援が必要な幼児が在籍し、障がいのある園児への支援方法や保護者への対応についての助言や支援が求められている」を追加します。また、取組の方向性(1)二つ目の・信州幼児教育支援センターとの連携に加え、「また、特別支援教育推進員による保育園等訪問により、特別支援教育に関する具体的な支援方法等について助言します」を追加します。</p>

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
136	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(1)	聴覚障がい教育領域における支援対象児の実態把握を進め、教育的ニーズに応じた早期支援につなげるシステムの運用はとても効果的だと思います。(難聴児につきましては、小中学校でも悉皆調査を実施していると認識しております。)同様に、視覚障がい領域においても支援の対象となる幼児児童生徒の実態把握及び迅速な支援につなげられるような悉皆調査のシステムづくりが必要だと強く思っております。より早期からの教育的支援が必要かつ効果的であることを考えると、保健・疾病対策課(各市町村の保健師との連携)による乳幼児期の実態把握調査、そして特別支援教育課(高校教育課)による小、中、高、特別支援学校の実態把握調査の実施と長野盲学校・松本盲学校との情報共有のシステムづくりについて検討を進めていただきたいです。視覚に困難のある乳幼児、児童、生徒のみなさんとそのご家族のみなさんが、少しでも早く教育的ニーズに応じた相談支援につながるができるように、実態把握のシステムづくりにつきましては、私達盲学校関係者も特別支援教育課や保健・疾病対策課と一緒に具体的な方法等について研究-検討させていただければと存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。	視覚障がい教育における早期支援の重要性は、十分認識しておりますので、実態把握調査や盲学校間の情報共有について、盲学校とも連携しながら、今後、関係課と検討をすすめてまいります。
137	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(1)	障害児世帯に広がる「貧困」等に対し、支援体制を充実させることが必要です。また、保護者に対し、子育てや様々な福祉制度の利用などについて学びあいの機会を提供するとともに、支援を必要とする保護者に対しては専門職(S・S・Wほか)による具体的な支援を提供する体制が必要とされます。	貧困に係る支援体制について本計画案に記載することは困難ですが、関係機関との連携を強化する中で、保護者への専門職による具体的な支援が提供されるよう取り組んでまいります。
138	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(2)	特別な支援を要する子どもたちが、「個別的教育支援計画」に基づいて継続的に相談・支援を受けられることが理想だが、学校卒業後などに連携体制が途切れてしまいやすい。市町村の相談センターが継続的にかかわれるような仕組みが必要である。	ご意見の趣旨は、「IV-1-(1)医療・保健・福祉・労働・教育等の案系機関の協働による支援体制の強化、(2)ライフステージに間の接続に当たっての確実な支援情報の移行」に記載しておりますが、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた関係者間の支援の引継ぎができるよう、取り組んでまいります。
139	地域連携・教育支援	1 地域連携による支援の充実	(2)	「ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うため、『個別的教育支援計画』…」(22ページ現状と課題)この文章に違和感を感じます。全体を通してですが、「支援してやる側の視点」で書かれています。 学校のときは、教育支援計画で、卒業後は教育が取れて「個別の支援計画(生活するための)」に移ります。災害時にも独自の「支援計画」があります。教育を受けること、人として発達すること、生きること、これらは「権利」です。計画の主体者は支援を必要としている子どもたちであり、障害のある当事者たちです。 こうした視点から、支援計画そのものを見直していただきたいと思っております。同じように、引き継ぐ時も、記録や記載事項の何を残して引き継ぐのかは原則的には本人が選択すること、必要に応じて保護者や専門職がそれを手助け(支援)することでなければなりません。その仕組み作りを提起していただきたいと思っております。	ご意見の趣旨を踏まえ、「また、支援を引き継ぐ際には、児童生徒本人や保護者の意見も大切に、関係者で共通理解するようにします」を追加します。いただいたご意見は、今後「個別的教育支援計画」等を見直す際の参考にさせていただきます。
140	地域連携・教育支援	2 教育支援	(1)	どの市町村においても、教育的ニーズに適した就学先が保障されることを希望する。入学前に就学判断を受けたが、判断通りの障害種の学級がなく、違う障害種の特別支援学級に入級せざるを得ないケースがある。専門的な教育が受けられないことになり、合理的配慮の提供としての面からも問題である。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

(R5.3.3版 現在関係課に確認中)

No	目次	項目	該当箇所	いただいたご意見	計画(案)への反映対応(案)
141	地域連携・教育支援	2 教育支援	(1)	県下のどの市町村においても、教育的ニーズに適した就学先が保障されることを希望する。入学前に就学判断を受けたが、判断通りの障害種の学級がなく、違う障害種の特別支援学級に入級せざるを得ないケースがある。専門的な教育が受けられないことになり、合理的配慮の提供として面でも問題である。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
142	地域連携・教育支援	2 教育支援	(1)	特別な支援を要する子どもたちが、「個別の教育支援計画」に基づいて継続的に相談・支援を受けられることが理想だが、学校卒業後などに連携体制が途切れてしまいやすい。市町村の相談センターが継続的にかかわれるような仕組みが必要である。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
143	地域連携・教育支援	2 教育支援	(2)	連絡調整をする特別支援コーディネーターが担任兼務では強化できないと思います。学級定数の引き下げ、教員を増やすことで人材を確保し、コーディネーターの専任化が求められます。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。
144	地域連携・教育支援	2 教育支援	(2)	研究のための研究に陥らないようにしてほしいです。ある学校だけに研究を押しつけず、うまくいかなかった事例も含めて検討して、柔軟な学びの場の見直しを建設的に進めてほしいと思います。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
145	地域連携・教育支援	3 理解啓発	(1)	国連・障害者権利委員会の総括所見(勧告)で指摘された「障がいの社会モデル、人権モデル」を24ページの現状と課題の語句「障がいの社会モデル」と差し替えてください。	ご意見の趣旨を踏まえ、IV-3の現状と課題一つ目の・に「また、地域全体が一人ひとりの人格や権利を尊重して、多様性を包み込む社会に変容していくことが必要」を追加します。
146	地域連携・教育支援	3 理解啓発	(1)	社会的障壁を取り除くために障がいのある人もない人も一緒に地域で学び暮らせる社会の実現のために努力して欲しい。そのためには、常に当事者からの願いやニーズを聴く窓口を設け、丁寧に対話を重ねていくようにして欲しいと思います。先に「建物や器」があるのではなく、ニーズにあったものを創造していく方向で地域連携室や交流ゾーンを設置してほしいと思います。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
147	その他			概要表に「保育・療育」を入れていただきたいと思います。この表を生かすとすれば、IVの1の(1)の中でしょうか。	概要表については、各項のタイトルをまとめておりますので、掲載は困難ですが、IV-1-(1)の現状と課題において「幼稚園や保育園等には、特別な教育的支援が必要な幼児が在籍し、障がいのある幼児への支援方法や保護者への対応方法に関する助言や支援が求められている」を追加します。
148	その他			全体を通して、前回は指摘しましたが、高等教育の課題が抜け落ちています。県立大学をはじめ県内の高等教育諸学校と連携し、障害があることにより支援が必要な学生の学びを保障する体制の整備を加えてください。	現在、県内の特別支援教育に係る大学や高等専門学校と連携し、各種研修会における講師や、障がいのある児童生徒への支援機器の開発等を行っています。ご指摘のとおり、高等教育においても、配慮が必要な学生の学びの保障は必要でありますので、今後の施策の参考にさせていただきます。
149	その他			検討スケジュールでは11月に「関係団体へ意見聴取」とされていましたが、どの団体にお聞きになったのでしょうか？ 当協会には意見照会がありませんでしたが、当協会が「関連団体」として位置づけられなかったのはなぜでしょうか？意見照会をする団体とそうでない団体との基準をお示しいただきたいと思ひます。	障がい関係団体等から意見聴取をさせていただきましたが、すべての団体からというわけにはいきませんでしたので、今後は様々な機会をとらえ広く意見を伺ってまいります。